

第7回山形家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成19年1月23日(火)午後1時30分から午後4時20分まで
- 2 開催場所 山形家庭裁判所会議室(5階)
- 3 出席委員 上杉英司, 遠藤正明, 大内 一, 岡村 稔(委員長), 小池充夫, 齊藤由美子, 濱田宗一, 樋口孝司, 平野裕子, 古川 潤, 峯田義郎, 吉田邦夫
- 4 列席職員 白鳥良悦事務局長, 関口実首席家裁調査官, 飛嶋章首席書記官, 川井潤事務局次長, 阿部朋巳総務課長

5 議事要旨

(1) 山形家庭裁判所長あいさつ

(2) 新任委員自己紹介

遠藤委員及び古川委員から自己紹介

(3) 意見交換等

～議題(テーマ)「家事調停制度について」～

現職の家事調停委員2人から家事調停の実際等についての紹介があったほか, 首席家庭裁判所調査官から「子を巡る調停」に対する裁判所の取組状況の説明や, 当事者に対する説明用のDVDの視聴等が行われた。

< 主な意見等 >

調停委員の話聞いて, 調停を進める上では公平性に強く配慮していることや, 辛抱強く当事者の話に耳を傾けて調停を進めていることなどが分かった。調停運営は大変な仕事であると実感できた。

これまで調停手続について漠然としたイメージしかなかったが, 本日の会議を通じて, 具体的なイメージを持つことができた。調停は非公開の手続なので, いろいろな制約はあろうが, 利用しようとする人に対し, 調停の仕組みや手続の流れなどについて, もっと積極的に広報したらよいのではないか。

どのような人が調停委員に選ばれるのかを知りたい。

調停委員には、40歳から70歳までの、社会生活の経験が豊富で、調停運営に有用な知識・経験を有する方が選ばれている。また、調停委員を務めるには、調停制度に対する理解や熱意を持っていることも重要である。

私が所属する機関で対応した相談者の中に、裁判所で離婚調停の申立てをしたところ、「取下げ」を勧められたという人がいた。また、円満調停を勧められることもあると聞く。どのような基準で調停を進めているのか知りたい。

調停で「取下げ」を勧める場合は、通常、申立てに十分な理由が認められない場合であるが、こればかりでなく、合意が整わない場合に不成立という決定的な結果を回避して手続を一旦終了することもあるし、また、実質的な合意が成立してはいるものの、調停ではなく、協議の形をとるためにするものや、適当な時期を選んで協議の上解決する方法を探るためにするものなど、その内容は様々である。したがって、「取下げ」を勧められたからといって、必ずしも申立人の意思に反する勧告をしたとは言えない。

ただ、取り下げることについて、申立人が「要求を撤回させられる」と感じる場合もありうるので、取下げの勧告をする際には十分な説明をしている。調停が成立しなかった場合、その後のフォローはなされるのか。

離婚調停不成立の場合は、訴訟の手続に移るためには、改めて裁判の申立てをしていただくことになる。遺産分割などでは、調停不成立の場合は、自動的に「審判」の手続に移り、最終的には審判をもって家事審判官の判断がなされることとなる。

裁判所に来ることに緊張感を持つ当事者が、まだまだ多いと思われるので、調停の進行等について十分理解してもらうためには、もっと配慮が必要ではないか。

話す相手に十分に話を伝えるために、もっとも大事なものは信頼関係である。信頼関係を築くには、同じ目線で話をすることや、相手の話をよく聞くことが

大事である。

家事調停というと離婚調停のイメージが強かったが、本当は離婚したくないという気持ちでも、調停の申立てができることを知った。家庭のトラブルを抱えている人たちの救いの手として調停がある、といったようなイメージをPRできるとよいのではないか。

DVD（タイトル「子どものいる夫婦が離れて暮らすときに考えなければならぬこと」）は、離婚問題等が現実化した夫婦に、どのような場面で子どもが傷ついてしまうのかを知っていただき、そうならないための親の視点を考えていただく目的で作成したものである。

このDVDは、どのような段階で視聴させるのか。

使用方法については、実践しながら研究を続けている段階である。

親として、子の健全な発達を図る環境を作る視点をもっていただくことが、このDVDの目的であり、その目的に沿った有効な活用方法を検討している。

子どもを巡る紛争を解決するに当たっては、子どもの福祉を優先して考えることが大事だと思う。このDVDは、そのことを考えてもらうために適した内容になっていると思うし、使い方によって更に効果が上がると思う。ぜひ活用していただきたい。

(4) 次回の予定

「少年非行の現状と、その処遇について」を議題として意見交換を行うこととした。

(5) 次回予定期日

平成19年6月29日（金）